

外国人住民の方へ:住基ネットに関するFAQ

Q1 住基ネットって何ですか？

A1 住基ネット（住民基本台帳ネットワークシステム）は、住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳※をネットワーク化した全国共通の本人確認ができるシステムです。

2013年7月8日から、外国人住民の方についても住基ネットの運用が開始されます。

※住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する各種行政サービスの基礎となるものです。住民票の写しの交付などにより、住民の方々の居住関係を公証するとともに、住民の方々に関する様々な事務のために利用されています。

Q2 住基ネットの運用開始にあたって、何か手続をしないといけないのですか？

A2 住基ネットの運用開始にあたって、外国人住民の方が手続を行う必要はありません。

なお、住基ネットの運用開始に伴い、外国人住民の方の住民票に住民票コード※が記載され、2013年7月8日から、その住民票コードがお住まいの市区町村からご本人へ通知されます。一部の行政手続において、住民票コードの記載を求められることがありますので、住民票コード通知票は大切に保管してください。

※住民票コードについてはQ6、Q7をご覧ください。

Q3 住基ネットでできるようになったことは何ですか？

A3 住基ネットを活用することにより、一部の団体を除き※、住民の方々に様々な利益がもたらされています。※ 福島県矢祭町（2013年3月1日現在）

○行政機関への手続の簡略化

住民基本台帳法に定められた国の行政機関等や地方公共団体の事務の処理に関し、本人確認情報の提供が行われています。これにより、一部の行政機関で、住民票の写しの提出の省略が可能となるなど、手続が簡略化されるようになります。

○住民票の写しの広域交付

従来、お住まいの市町村でしか交付を受けられなかった住民票の写しについて、個人番号カード（マイナンバーカード）、在留カード、特別永住者証明書等を提示することにより、お住まいの市区町村以外でも交付を受けることができるようになります。

○さらに、マイナンバーカードをお持ちの方は、転入届の特例、行政手続のインターネット申請などのメリットを享受することができます。

Q4 住基ネットにはどんな情報が記録されていますか？

A4 住基ネットで保有している情報は、氏名、通称（住民票に通称が記載されている方に限ります）、住所、生年月日、性別、住民票コード及びこれらの変更情報だけです。これは住民基本台帳法で明確に決められています。

Q 5 住基ネットの個人情報保護は大丈夫ですか？

A 5 住基ネットについては、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成 14 年 8 月の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生しておりません。

Q 6 住民票コードとはどのようなものですか？

A 6 住民票コードは、住基ネットにおいて全国共通の本人確認を行うにあたって必要不可欠な、無作為の 11 桁の番号です。また、住民の方々の請求により、いつでも変更することができます。

Q 7 住民票コードを民間の機関が利用することはありますか？

A 7 住民基本台帳法においては、民間での住民票コードの利用を規制する観点から、民間の機関が住民票コードの告知を要求することは禁止されています。

特に、契約に際して住民票コードの告知を要求することや、住民票コードの記録されたデータベースを構成することを禁止し、これらに違反した場合には、都道府県知事の中止の勧告、命令を経た上で、命令違反に対する罰則を科すこととし、民間利用を厳しく禁止しています。